

○	健康増進法（平成十四年法律第百三三号）（抄）（第一条関係）	．．．．．	1
○	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）（抄）（第二条関係）	．．．．．	3
○	地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）（第三条関係）	．．．．．	5
○	教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）（抄）（第四条関係）	．．．．．	7
○	社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）（第五条関係）	．．．．．	8
○	図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）（抄）（第六条関係）	．．．．．	11
○	博物館法（昭和二十六年法律第百八十五号）（抄）（第七条関係）	．．．．．	13
○	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）（抄）（第八条関係）	．．．．．	14
○	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）（第九条関係）	．．．．．	17
○	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）（抄）（第十条関係）	．．．．．	18
○	火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）（抄）（第十一条関係）	．．．．．	20
○	建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）（第十二条関係）	．．．．．	23
○	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）（抄）（第十三条関係）	．．．．．	24
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第六条関係）	．．．．．	25
○	文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）（抄）（附則第七条関係）	．．．．．	26
○	健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）（抄）（附則第八条関係）	．．．．．	27

改正案	現行
<p>（業務管理体制の整備等） 第百十五条の三十二（略）</p> <p>2 介護サービス事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。</p> <p>一 次号から第六号までに掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者 都道府県知事</p> <p>二 次号から第六号までに掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であつて、当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が二以上の都道府県の区域に所在し、かつ、二以下の地方厚生局の管轄区域に所在するもの 当該介護サービス事業者の主たる事務所の所在地の都道府県知事</p> <p>三 第五号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であつて、当該指定に係る全ての事業所又は当該指定若しくは許可に係る全ての施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に所在するもの 指定都市の長</p>	<p>（業務管理体制の整備等） 第百十五条の三十二（略）</p> <p>2 介護サービス事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。</p> <p>一 次号から第五号までに掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者 都道府県知事</p> <p>二 次号から第五号までに掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であつて、当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が二以上の都道府県の区域に所在し、かつ、二以下の地方厚生局の管轄区域に所在するもの 当該介護サービス事業者の主たる事務所の所在地の都道府県知事</p> <p>三 次号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であつて、当該指定に係る全ての事業所又は当該指定若しくは許可に係る全ての施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に所在するもの 指定都市の長</p>

<p>4・5 (略)</p>	<p>四 次号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であつて、当該指定に係る全ての事業所又は当該指定若しくは許可に係る全ての施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が一の地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域に所在するもの 中核市の長</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>3 前項の規定により届出を行った介護サービス事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は市町村長（以下この節において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(報告の徴収等) 第九十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県知事は、市町村長（指定都市及び中核市の長を除く。以下この項において同じ。）に対し、当該市町村長が第五章の規定により行う事務に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。</p>
<p>4・5 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>3 前項の規定により届出を行った介護サービス事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長又は市町村長（以下この節において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(報告の徴収等) 第九十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県知事は、市町村長（指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（第二百五十二条の二において「中核市」という。）の長を除く。以下この項において同じ。）に対し、当該市町村長が第五章の規定により行う事務に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。</p>